令和８年度第１回　島田市環境審議会会議録

１．日　時　　令和８年 10 月８日（木）　14 時 00 分～15 時 30 分

２．会　場　　島田市役所　第２委員会室

３．出席者　　＜委員＞

平井会長、木村副会長、大関委員（自治会）、杉本委員、丸山委員、榎委員、奥谷委員（企業）、増田委員（企業）、樋口委員（企業）、瀧委員

＜事務局＞

齋藤地域生活部長、櫻井環境課長、酒匂課長補佐、杉山係長、桐田係長、小野係長、杉本主幹、大石主査、松浦書記

４．傍聴人　　０人

５．開　会

６．部長挨拶

７．新委員紹介 【資料１】

人事異動等に伴い任期途中交代の新委員３人の紹介と各委員の自己紹介を行った

８．議事

報告事項

(1)令和７年度版環境報告書について 【資料 *2*】

第一から四章の概要を大石主査から一括して説明

質疑応答

● （杉本委員）

P40 生ごみ処理容器補助金について、キエーロの補助金が令和７年度９台と前年度に比べてかなり減少している事が気になった。講座でプチっとキエーロの普及を実施していたが、ここには含まれていないということか？

◎ （事務局：酒匂課長補佐）

啓発はおこなっているが、金額が高額なものもあるためなかなか難しい部分もあります。今後も引き続き啓発活動を行っていきます。

● (杉本委員）

P46 の№40 ごみ減量・資源化の推進でプラスチックごみの発生抑制の取組として「おいくら？」の利用状況の報告がされているが、プラスチックごみの発生抑制とどのようなつながりがあるのか。

次の№41 にはフリーマーケットの支援についての記載もある、私の友人もフリーマーケットをやりたいと言う話をしているが、どのような支援があるのか具体的に書かれていると良いと感じた。

● （平井会長）これは御意見ということでしょうか？プラスチックごみの関係は事務局からの答弁いただけますか。

◎ （事務局：酒匂課長補佐）

おいくらの関係で少し説明させていただきます。おいくらについての啓発活動として、今年度移動販売車のデジタルサイネージへ掲示し広く市民の皆様への周知をおこなっています。

● (杉本委員）

プラスチック製品もおいくらで出しているからプラスチックごみの削減の取組ということか？

◎ （事務局：櫻井課長）

事務局からの補足ですが、ごみの分別・減量の推進ということでプラスチックごみの発生抑制という取組となりますが、本市での３R の取組の中のリユースという部分でごみではなく再利用するということで「おいくら？」の取組を記

載しています。

● （杉本委員）

ありがとうございます。市のイベントで「資源循環エコステーション」というブースをやりましたが、島田市は何でも燃やせるためごみの分別ができない。伝えればしっかりできるがなぜそれが必要なのかが伝わらない。

そもそものごみに対する意識が低いと感じる。子供たち向けの教育は充実しているが、子供よりも大人の教育が必要ではないかと感じた。プラスチックごみもリサイクルできるので、燃やすのでははく資源として活用してほしいしプラスチックごみの発生抑制にも力を入れて取り組んでほしい。

◎ （事務局：櫻井課長）

ごみの分別についての取組についても、今後検討していきたい。

● （榎委員）

９月に川根文化センターでイベントを開催した。その際に杉本委員にも参加していただいてごみの分別を行った。その結果、主催者側からすごくごみが減ったというお話を伺って、分別の大切さを実感した。

● （木村委員）

Ｐ３ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガスの削減イメージの中で森林吸収量等という部分が重要になってくると思う。報告書の中の取組としては P42 の森林整備面積が関連する取組だと思うが、この整備というのは具体的にどういうものを指すのかということと、それが吸収量とどう関係しているのか教えて欲しい。

◎ （事務局：大石主査）

詳しい内容は確認し回答させていただく。

● （木村委員）

「整備」というのは、森林の面積を増やすことをいうのか、それとも今あるものを枝打ち間伐等で管理するというものか、どちらを指すのか知りたかった。またわかったら教えてください。

● （平井会長）

森林整備の要素として、国の成長志向型カーボンプライシング構想という中で今年の４月から「排出量取引制度」という排出するCO_2に対する価格付けの制度が試行的に始まりました。年間排出量が10万トン以上の事業者に規制を掛けてくと言うものです。排出する CO_2を各事業所で削減するのにも限界があるので、足りない分は買って相殺するということになります。ここで森林整備の要素がでてくるのですが、森林整備をすることで一定の付加価値化をすることでクレジット制度（Ｊクレジット）で森林を買って森林が吸収するCO_2分を削減したとみなすというものです。そういうことで森林整備という要素があげられるということです。

● （瀧委員）

少し補足ですが、森林整備で森をどんどん増やしていくというイメージよりも、現在手が入っていない放置されている森林を間伐など整備し、森林の循環を促し CO_2吸収量を増やすというイメージです。

● （平井会長）

Ｊクレジットの話で、県内自治体の担当者からうちのまちには森林がたくさんあるからお金になるのか？という質問を受ける事があるが、そうではなく、整備して CO_2を吸収するという概念がカウントできる状況にする必要があるという説明をしています。

● （平井会長）

P58 を御覧ください。島田市が年間 72 万６千トン CO_2排出量という説明がありましたが、その中で産業部門と運輸部門が圧倒的に重たい。わかりやすく言うと島田市の CO_2を削減するためには産業界の方々にがんばってもらわなければ減らないということです。本日お見えになっている産業界の皆様にも御理解いただいてるとは思います。ごみの問題についても、今までは３R など生活目線の取組が中心となっていましたが、産業界目線の取組（サーキュラーエコノミー）の重要性について言われるようになってきています。これからの島田市をどうしていく

のかということを産業界の皆様と行政当局とが議論していくことが重要だと考えています。
その中で私が興味を持ったんですが、P60 特種東海製紙株式会社と新東海製紙株式会社、市で地域循環共生圏の構築に共創による協定の締結という取組が記載されています。これはおもしろいなあと思いましたので、本日、増田委員が出席されていますので、少し御説明いただけますか。

●(増田委員)

これは、「何をやる」ということを決めてから始めている事業ではなく、これから市と手をつないで何ができるかをこれから決めていくという位置づけのものです。イメージとしてはごみのリサイクルなどを島田市内で地産地消で完結できるものを一緒に考えていきましょうという考え方となります。その中の１つとして島田市の下水道汚泥について、弊社でも産業廃棄物の処分業を持っていますので、その処理についても一部行っています。その他これから考えられるものについても、市内で完結できるように考えていきましょうという構想の部分でキックオフしたものになります。
あとは、カーボンニュートラルの関係では、利益を生まない設備投資をこれから頑張って CO_2を減らすことはなかなか難しいと考えています。現在、弊社では南アルプスの先に社有林を持っていますので、そこを整備してＪクレジットとして相殺できるので、市内の企業に御協力いただければ産業部門の削減効果も期待でき、2050 年のゴールに貢献できるのではないかと考えている。企業として御協力できることについては協力をしていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いします。

●（平井会長）

その他の企業に皆様何か御意見はありますか

●（奥谷委員）

企業として CO_2削減、ごみの削減については取組を行っています。昨年度太陽光発電を検討しましたが、実際はほとんどペイできなかったということがあり諦めたということがありました。300 トン程の削減は見込めますが、その分コストが上がってしまうということがありました。省エネ法の概念から年間１％の削減を目指していますが、なかなか難しくなってきています。温暖化の影響で夏場の電力は上がってしまうが、安全面を重視している状況です。
島田市とは環境保全協定を締結していますので、各企業さんの省エネ活動の情報共有をしていただけると助かります。

●(平井会長)

ありがとうございました。いずれにしても、産業界の皆様と市民、行政３者で協働して取り組んでいく必要性をあらためて感じるところであります。
時間の関係もありますので、他に何か御意見はありますでしょうか？よろしいでしょうか、では次に移る前に事務局からお知らせがあるようですので、お願いします。

◎（事務局：大石主査）

環境報告書について色々と御審議いただきありがとうございました。
来年度環境委基本計画の中間見直しの年となっています、例年に比べ審議会の開催回数も多くなることが想定されていますので、引き続き委員の皆様の御協力をお願いいたします。

（２）粗大ごみ戸別収集有料化に関する経過報告について 【資料 3】

酒匂課長補佐より説明　詳細は資料参照

昨年度まで協議いただいた内容について、今年度課内で様々な角度から再検証を行った結果、令和９年４月１日からの戸別収集有料化については、延期する旨説明。

質疑応答

●(大関委員)

はじめてこの話を聞きました。令和９年度は実施しないということですか？

◎(事務局：酒匂課長補佐)

はい、令和９年度は実施せず、今後さまざまな事を踏まえた中で検討を行い決定していきます。

●(杉本委員)

ごみの減少は数値でわかりますが、人口も減っているので人口の減りとごみの減りは比例してくると思うので、人口の減少を見越しての１人あたりのごみ排出量目標数値はどのように見ているか？

◎（事務局：櫻井課長）

ごみの減少と人口の減少についての御意見かと思います。

本日詳細な資料の用意ができていませんが、以前に人口の減少率とごみの減少率について試算した経緯があり、その際には人口の減少率以外に 1.1%から 1.2%の減少が確認できましたので、市民の皆様がごみ減量の取組を行っていただいた成果だととらえています。

●(奥谷委員)

2050 年までにごみをどこまで減らせばいいかという数値的な話と田代の溶融炉をいつまで頼るのか、そしてその代替については現在検討していますか？

◎（事務局：桐田係長）

田代環境プラザについては、平成 18 年に供用を開始し当初は 20 年間の使用を予定していましたが、メーカーと協議しながら長寿命化を経て 40 年稼働する目標を立てています。令和 27 年度まで稼働の予定となっています。

今後については、静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランを作成していまして、人口減少が叫ばれていますので、市単独ではなく、他市との広域化等を含めたプランが示されています。現在はまだ具体的な協議をおこなってはいませんが、今後協議を経て広域でごみを処理することも検討していきます。その際にはプラスチックのリサイクルも含めた施設を整備していくことになろうかと思います。

●(奥谷委員)

直近では、焼津・藤枝の施設が運用が開始されましたので、島田市の状況を伺いました。

（３） 田代環境プラザごみ搬入手数料改定に関する経過報告について 【資料 4】

桐田係長より説明　詳細は資料参照

田代環境プラザへのごみの自己搬入についても２回目以降の搬入については重量を加算し、料金を徴収する方針であったが、 粗大ごみ戸別収集有料化の再検証と同じく、『３Ｒ推進』、『ごみ減量施策の強化』、及び『収集業務全体の最適化』と連動させた、包括的かつ段階的な実施が必要との考えから、令和９年４月からの有料化を延期する方針としたい旨説明。

質疑応答

●(大関委員)

１回目は 50 kgで２回目という事ですが、それは１日のうちでということですか？日をまたいで来た場合はどうなりますか？

◎（事務局：桐田係長）

１日に２回目の場合はということです。日をまたいだ場合はリセットされるということです。

●（平井会長）

そうすると日を変えてくるような人はいますか？

◎（事務局：桐田係長）

日を変えてくる人もいるとは思いますが、休暇をとって片づけを行う方もいますので、最近はあまりありませんが、何度も来られる方もいました。そういった人は減ると思います。

●（大関委員）

そういう細かいルールを作っておかないと、おそらく抜け道を探してこの制度が形骸化することもあるかと思うので、これから検討をしていってください。

◎（事務局：桐田係長）

藤枝・焼津の施設が新しくなり、持込ごみがインターネットによる事前予約制になりました。それが影響しているかはわかりませんが、藤枝市民からごみの持込はできるかという問い合わせを受けたことがあります。本市でも身分確認の厳格化ということで身分証の提示を求めていく方針で検討しています。

●（榎委員）

市民としては安い方が助かるということはあるが、近年の物価高騰などを考えても仕方がない部分もあるのかとも思います。くだらない質問かもしれないが、現在は行政がごみの処理を行っているが、これがもし民間であれば 50 kg、60 kgがいくらになるかという試算をしたことはありますか？

何が言いたいかというと、行政が行っているからこの金額で済んでいるが、民間であればこれくらいになるという比較を出した方がいいのかなと。都市部で民間運営している火葬場を身内が利用した際に市営の場合の 4 倍ほど高かった記憶があります。そういったこともありましたので、そういう比較をして料金の値上げを理解してもらうということも必要だと思う。

◎（事務局：桐田係長）

手元に試算はないですが、委託料や薬剤費などの経費の概算ですが 1 トンあたり 4 万円から 5 万円のお金が掛かっています。10 kgあたり 400 円から 500 円という計算になります。現在は実際に掛かっている経費の 1/8 程度で処理している現状です。ただし、法律の中で市が一般廃棄物の処理を行う義務があるという記載もありますので完全な有料化は法律面からも厳しい個人的には理解しているが、何割の負担を求めるかというのは各市町で違いますが、今後は相応の受益者負担は避けられないのではないかと考えています。

●（平井会長）

一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 6 条で家庭系のごみの処理は各自治体の固有の事務となっているため、市が行うということになっています。ですので、基本的に民間は手が出せない、許可業者でなければやれないということなので、家庭系のごみは市の施設に来ることになっています。

●（樋口委員）

有料化したことで不法投棄が増えるという懸念はありませんか？

◎（事務局：杉山係長）

当然そういった考え方もあるかと思いますが、受益者負担ということも今後は考えていかなければならないという事もあります。また、不法投棄は家庭からよりも事業所からのものが圧倒的に多いのが現状ですので、有料化によって不法投棄が比例的に増えるという想定はしていません。

（３）その他

特になし

●（平井会長）

それでは、本日は、以上で令和７年度第１回島田市環境審議会を終了する。

以上で終了